

民生委員・児童委員はみなさんの相談役 5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員の日は、昭和52年（1977年）に当時の全国民生委員児童委員協議会（現在は全国民生委員児童委員連合会）が定めたもので、大正6年（1917年）5月12日に民生委員・児童委員制度の前身の岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。

民生委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱（民生委員として活動すること）を依頼します。また、児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねており、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員は、常に住民の立場にたつて、安心で暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。それぞれの民生委員・児童委員が担当する地域

行政相談委員 原島 金廣 氏 再任

4月1日付で総務大臣から委嘱され、再任されました。

◎行政相談委員

原島 金廣 氏（日原）

国の仕事などについて「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や意見・要望を積極的に受け取ります。

〔定例相談日〕

毎月第2木曜日

午後1時～4時

〔会場〕

福祉会館2階会議室

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

員・児童委員が担当する地域のなかで、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、さまざまな活動に取り組んでいます。近年では、児童虐待の防止や不登校・ひきこもりといった課題にも積極的に対応しています。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

カット

6月1日は「人権擁護委員」の日

人権擁護委員は、女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などで困っていることへの相談に応じています。

子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などで困っていることへの相談に応じています。

子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などで困っていることへの相談に応じています。

子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などで困っていることへの相談に応じています。

子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などで困っていることへの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談内容についての秘密は守られます。

◎町の人権擁護委員

原島 貞夫（丹三郎）

師岡さと子（小丹波）

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

児童育成手当（障害手当）の申請

受給資格はあっても所得制限を超えていたため手当を受けられなかった方が、所得状況の変化や、新たに受給資格に該当されると思われる方は、5月中旬に申請してください。

申請が遅れた場合、認定されても申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。

申請に必要な要件、提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

○児童育成手当対象者
支給額・該当児童1人につき月額1万3500円

○児童育成（障害）手当対象者
支給額・該当児童1人につき月額1万5000円

※申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎83-2611

<予防接種のお知らせ>

予診票をお持ちでない方は、実費が発生する場合があります。

紛失された方は、保健福祉センターまでご連絡ください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777